（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第二条　農林中央金庫法施行規則（平成十二年内閣府令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項第一号中「第百十二条第六号」を「第百十二条第七号」に改める。

第百十二条第三号ハ(6)(2)及び第五号ハ中「元本補てん契約」を「元本補**填**契約」に改め、同条第六号中「次条第四号」を「次条第五号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六　報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として農林中央金庫から受ける財産上の利益又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十一条に規定する賃金をいう。）に関する事項であって、農林中央金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるもの

第百十三条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として農林中央金庫若しくはその子会社等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。）に関する事項であって、農林中央金庫及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるもの

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第四十八条第一項第二号ヘ(2)の改正規定は、平成二十五年三月三十一日から施行する。

（農林中央金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の農林中央金庫法施行規則第百十二条及び第百十三条に規定する説明書類の記載事項は、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

省　令

○文部科学省令第十号

義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）第一条第四号、第六号、第八号及び第十号の規定に基づき、義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十九日　　文部科学大臣　平野　博文

義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令

義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則（平成十六年文部科学省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第十二までを次のように改める。

別表第一（第二条第一号関係）

経験年数	月額
	円
18年未満	378,700
18年以上	386,000
19年以上	393,000
20年以上	399,000
21年以上	405,000
22年以上	410,000
23年以上	415,600
24年以上	421,200
25年以上	426,000
26年以上	431,100
27年以上	436,500
28年以上	442,100
29年以上	451,200
30年以上	454,900
31年以上	459,800
32年以上	460,300
33年以上	460,000
34年以上	466,900
35年以上	473,000
36年以上	478,100
37年以上	482,000

別表第二（第二条第二号関係）

経験年数	月額
	円
8年未満	274,500
8年以上	286,800
9年以上	296,800
10年以上	309,300
11年以上	320,200
12年以上	332,300
13年以上	341,200
14年以上	349,400
15年以上	358,200
16年以上	365,800
17年以上	372,800
18年以上	379,600
19年以上	386,000
20年以上	391,400
21年以上	396,700
22年以上	401,100
23年以上	406,500
24年以上	410,700
25年以上	415,900
9年未満	
10年未満	
11年未満	
12年未満	
13年未満	
14年未満	
15年未満	
16年未満	
17年未満	
18年未満	
19年未満	
20年未満	
21年未満	
22年未満	
23年未満	
24年未満	
25年未満	
26年未満	